

子育て支援金 結婚祝金 結婚新生活支援金 U25夫婦支援事業補助 U29夫婦支援事業補助 の支給には申請が必要です

子育て支援金 南越前町の人口増加とお子さんの健全育成を目的に子育て家庭に対し支給する支援金です。

支給の要件 お子さんが生まれた時点で、お子さんと養育者の両方が南越前町に住民登録されていること。

	第1子、第2子	第3子以降
支援金額	10万円	30万円
申請/請求の時期	(1回目) 支払額5万円 出生してから3か月を経過後、1歳に達する日の前日まで (2回目) 支払額5万円 小学校に入学した日以降1年以内	(1回目) 支払額10万円 出生してから3か月を経過後、1歳に達する日の前日まで (2回目) 支払額10万円 小学校に入学した日以降1年以内 (3回目) 支払額10万円 中学校を修了した日の翌日以降1年以内
提出書類	申請書、請求書、宣誓書、完納証明書 ※宣誓書は1回目の申請時のみ提出。	

【転入者のお子さんについて】

	第1子、第2子	第3子以降
支援金額	5万円	15万円
申請/請求の時期	支払額5万円 転入した日以降 1年後の前日まで	【小学校入学前に転入】 (1回目) 支払額5万円 転入した日以降1年後の前日まで (2回目) 支払額5万円 小学校に入学した日以降1年以内 (3回目) 支払額5万円 中学校を修了した日の翌日以降1年以内 【小学校入学後に転入】 (1回目) 支払額10万円 転入した日以降1年後の前日まで (2回目) 支払額5万円 中学校を修了した日の翌日以降1年以内
提出書類	申請書、請求書、宣誓書、完納証明書 ※申請書、請求書は転入者の方向けの様式を使用すること。宣誓書は1回目の申請時のみ提出。	

結婚祝金 町内在住の方が結婚し、結婚後も南越前町に定住する方に支給します。

支給の要件 南越前町に住民登録され、現に定住し、今後永住または5年以上にわたって南越前町に住所を置くこと。

	40歳未満のご夫婦	いずれかが40歳以上のご夫婦
支援金額	10万円	20万円
提出書類	申請書、請求書、完納証明書	

結婚新生活支援金 経済的不安を抱える新婚世帯の、新居購入費、または家賃、引っ越し・リフォーム費用等の一部を助成します。

支給の要件 「申請年度内に婚姻届が受理されていること」「婚姻日時点で双方の年齢が39歳以下であること」「夫婦の合計所得が500万円未満であること」「対象住居が南越前町内にあり、夫婦ともに居住していること」等の要件をすべて満たしていること。

支援金額	最大60万円
提出書類	申請書兼請求書、婚姻後の戸籍謄本、住民票謄本、完納証明書、所得証明書、住居取得等に係る契約書及び領収書の写し、福井県実施「共家事セミナー」の受講証明書等

U25夫婦支援事業補助、U29夫婦支援事業補助 新婚世帯を対象に、結婚新生活に係る支援を行います。

支給の要件 上記の結婚新生活支援金の対象の方で、「婚姻日時点で双方の年齢が39歳以下であり、一方または双方が25歳以下(U25夫婦支援事業)・29歳以下(U29夫婦支援事業)であること」等の要件を満たしていること。

	U25夫婦支援事業	U29夫婦支援事業
支援金額	10万円	30万円
提出書類	申請書兼請求書、婚姻後の戸籍謄本、住民票謄本、完納証明書、所得証明書等	

■申請先・問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007